

本事務連絡は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各都道府県知事等宛に発出された「9月1日以降における催物の開催制限等について」（事務連絡）の内容について周知するものです。関係者に周知願います。

事 務 連 絡
令和2年8月25日

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

9月1日以降における催物の開催制限等について

催物の開催については、「8月1日以降における催物の開催制限等について」（令和2年7月27日文化庁政策課事務連絡）において、8月末までは現在の開催制限を維持されることについて御連絡したところですが、8月24日、現状の感染状況等に鑑み、9月1日以降のイベント開催については、9月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

とすることが決定されました。

また、上記の内容や催物の開催にあたっての留意事項等について、8月24日に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「9月1日以降における催物の開催制限等について（事務連絡）」（下記参照）が発出されており、同事務連絡には、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合があるとも示されています。

これらの内容について御了知いただくとともに、活動場所等となる地域の状況を自治体等に確認し、把握したうえで、適切に対応してください。また、本件について、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

- ・ 9月1日以降における催物の開催制限等について（令和2年8月24日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0824.pdf

- ・ 8月1日以降における催物の開催制限等について（令和2年7月23日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0724.pdf

- ・ 7月10日以降 における都道府県の対応について（令和2年7月8日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf

- ・ 令和2年8月24日 新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/corona7.pdf>

○その他

- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）

<https://corona.go.jp/>

- ・ 新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--